

2016年12月16日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
ご担当 元山様

株式会社ぜん
東京都渋谷区広尾1-3-18
広尾オフィスビル3階
代表取締役 尾崎 成彦

【2016年11月25日付の申入兼要請書に係る回答書】

当社は、ヨガピラティススタジオの運営、リハビリデイサービス、訪問看護ステーションの運営を通して、健常者が自分自身で自分の心と体を理解してケアしていくことを、フレイルといわれる高齢による生活に障害がある状態の人へのリハビリと介護の必要ない状態へ改善をさせていくこと、そして介護が必要な人を少しでも健康にしていくことを目指して社員一同一つとなり活動しています。

日本のもっとも大きな社会問題である、高齢化による寝たきり、介護問題、それに伴う社会保障費用の増大を解消することを目的として、本当の意味での健康を作ることを当社の理念としております。

当社のシステムはすべてこの会社目的の達成のために作られたものであり、ヨガピラティスを理解し、自分の心と体を理解していくために必要な期間として、4ヶ月間という期日を設けさせてもらっています。これは、あくまでもクライアントさんのためのものであり、クライアントさんがせっかくの時間とお金を無駄にしないようにするためのものであり、経済的な利益の追求のためのものではありません。それが証拠に、この4ヶ月間という期日を理由に入会しないお客様もたくさんおります。経済的にはこの期日をなくしたほうが会社として利益になる可能性のほうが高いと考えております。しかし、私たちの会社のやりたいことは、利益の追求ではなく、本当の意味での健康づくりであります。当社は以前チケットによる会員制度を採っておりました。そのときにせっかくきていただいているクライアントさんの心と体の状態があまりよくなっていないことに気づいたところから、いまの制度に変わったという経緯がございます。いまの制度に変わってからは入会に際してより多くの説明が必要になるということになり、これによってヨガピラティスという方法をどのように自分の人生に取り入れていくことが自分自身にとっていいのかということを理解してもらえるクライアントさんが増えることになり、その結果としてクライアントさん全体の心と身体が改善していくということが起きてきたというのは事実です。

私たちはまさにこの事実を非常に重要だと感じております。私たちの利益のためということではなく、クライアントさんの利益のためにこのシステムは堅持していかなければならないと考えております。